

鳥取県性にかかわりなく 誰もが共同参画できる 社会づくり計画

概要版

令和3年度～
令和7年度

鳥取県

第1章 計画の基本的な考え方

策定趣旨

「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」は、「誰もが、家庭・地域・職場のあらゆるところで、心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる男女共同参画社会」の実現を目指し、鳥取県男女共同参画推進条例に基づく「鳥取県男女共同参画計画」として、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

【鳥取県が目指す姿】

「共に認めあい、互いに支えあい、誰もが活躍できる元気な鳥取県」

鳥取県が目指す男女共同参画社会は、

誰もが、家庭・地域・職場のあらゆるところで、

- ・性別にとらわれることなく、性の多様性を前提として、一人一人の人権が大切にされ
- ・「人」として個性と能力が十分に発揮でき
- ・自分にできることは自分で責任を持って取り組み
- ・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合っ

心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる社会です。

家庭では

お互いを尊重し、理解し、家事・育児・介護など家族みんなで協力し、助け合いながら暮らします。

地域では

老若男女問わず、そこに住む誰もが自治会などの地域活動や PTA 活動、防災活動などに参画し、互いに支え合いながら、生き生きと生活します。

職場では

働きやすく、個人の能力を発揮し活躍できる職場環境が整い、一人一人が家庭生活や地域生活を大切にしながら働きます。

学校では

性別にとらわれることなく多様な生き方が選択でき、一人一人の個性と能力を伸ばし、思いやりと自立の意識を育む教育を行います。

※計画の名称について

鳥取県が目指す男女共同参画社会は、性別にとらわれることなく、性の多様性を前提としたものであることから、その理念が広く理解されるよう、計画の名称を「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」とします。

計画の位置付け

男女共同参画社会基本法第14条第1項及び鳥取県男女共同参画推進条例第8条第1項の規定に基づく「鳥取県男女共同参画計画」として策定し、男女共同参画社会の実現に向けた県の施策を総合的・計画的に推進するための行動計画です。

女性の職業生活における活躍の推進に特化した「第2次鳥取県女性活躍推進計画」の内容も踏まえ、一体的に取り組んでいきます。

持続可能な開発目標(SDGs)のゴール5には「ジェンダー平等とすべての女性・女兒のエンパワーメント」が掲げられており、この計画では、国がSDGsを推進するために再構築した8つの優先課題のうち、主に「あらゆる人々が活躍する社会、ジェンダー平等の実現」の達成を目指します。



【SDGs17のゴール】

計画期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで

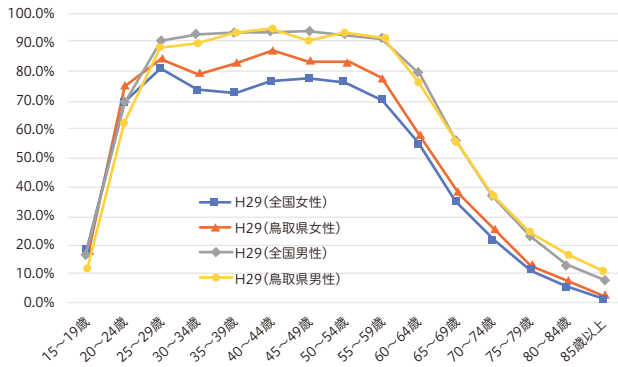
第2章 鳥取県における男女共同参画の現状と課題

働き方

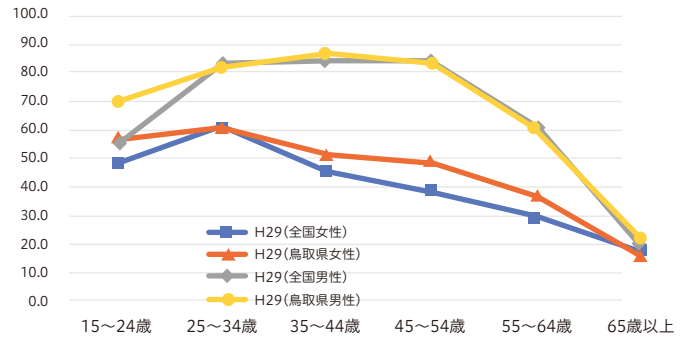
女性の労働力率を年齢階級別にみると、結婚、出産、子育て期も継続就業する人が増え、M字カーブ(※)はほぼ解消されつつありますが、出産後に女性の正規雇用率が低下するいわゆるL字カーブの解消が課題となっています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、テレワークの導入をはじめとするオンライン手法の活用が進み、多様で柔軟な働き方の創出や普及も期待されています。

【年齢階級別の有業率】



【年齢階級別の正規雇用率】



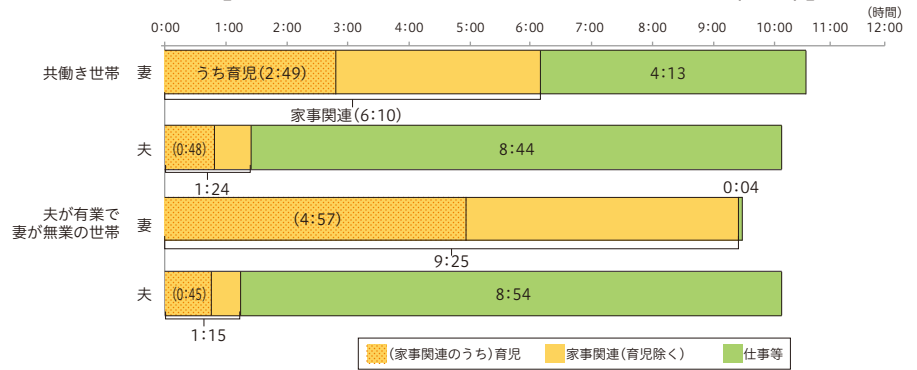
出典:総務省統計局「就業構造基本調査」(平成29年)

(※) 日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること

家庭での役割分担

長時間労働などを前提とした男性中心の働き方や、根強く残る固定的な性別役割分担意識により、家事・育児など家庭の仕事の多くは女性に偏っています。

【6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事関連時間(全国)】



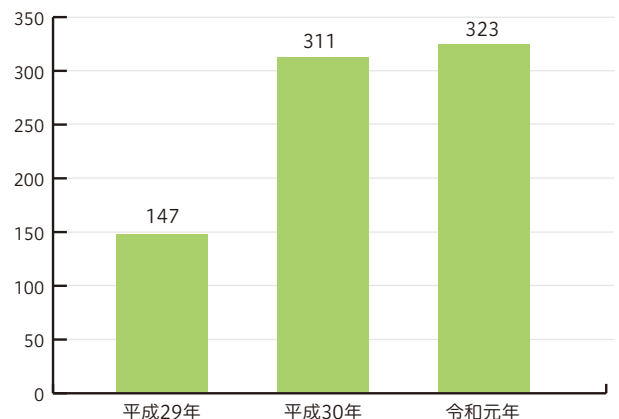
出典:総務省統計局「社会生活基本調査」(平成28年)

性暴力

SNSや携帯ゲーム機等の普及・浸透に伴い、性暴力被害が多様化しています。

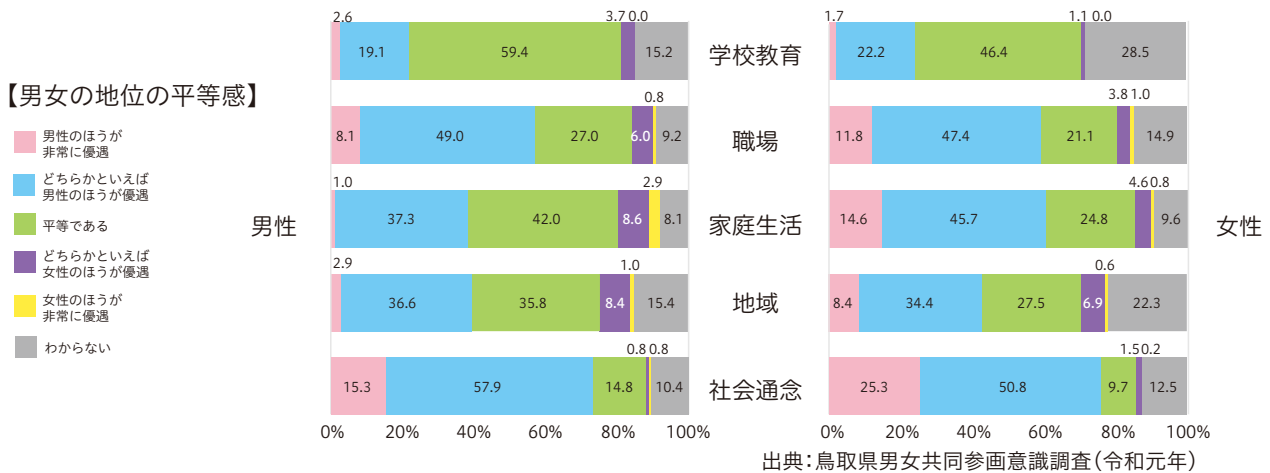
子どもたちの発育・発達の早熟化、情報の氾濫など取り巻く環境の変化等から、性意識の変化や性行動の多様化も進んでおり、交際中の男女間の暴力や性犯罪を含めた性に関する問題行動が生じています。

【性暴力被害者支援センターとっとり相談件数】



男女共同参画に関する意識

男女の地位の平等意識について、「学校教育」の場では約5割の方が「平等」と感じていますが、「社会通念」「家庭生活」「職場」など様々な場面で「男性優遇」と感じている人が依然として多く、男性より女性の方が不平等感をより強く感じています。



第3章 計画の内容

計画の体系

3つの基本テーマと6つの重点目標を設け、男女共同参画の推進を図ります。

基本テーマ	重点目標	施策の基本的方向
A 誰もが活躍できる 環境づくり	1 働く場における女性の活躍推進	(1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 (2)一人一人が能力を発揮できる職場環境づくり (3)農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進
	2 地域・社会活動における女性の活躍推進	(1)議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進 (2)地域活動における男女共同参画の推進 (3)地域おこし、まちづくり、観光、環境、スポーツ等あらゆる分野における男女共同参画の推進
B 安全・安心に 暮らせる社会づくり	3 生涯を通じた健康支援	(1)生涯を通じた健康の保持増進 (2)妊娠・出産等に関する支援
	4 誰もが安心して暮らせる環境整備	(1)防災・災害復興における男女共同参画の推進 (2)高齢者が暮らしやすい環境の整備 (3)障がい者が暮らしやすい環境の整備 (4)外国人が暮らしやすい環境の整備 (5)ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援 (6)性の多様性を前提とした社会システムの構築
	5 あらゆる暴力の根絶	(1)暴力を許さない社会づくり (2)安心して相談できる体制づくり (3)様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成
C 男女共同参画社会の 実現に向けた 基盤づくり	6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成	(1)男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発 (2)子どもの頃からの男女共同参画の推進 (3)生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供 (4)男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (5)国際的視野に立った男女共同参画の推進

〔重点目標1〕働く場における女性の活躍推進

多様で柔軟な働き方や、働きやすい職場環境づくりの推進により、働くことを希望する全ての人々が安心して生き生きと働き続け、その能力を十分に発揮できる社会を目指します。

(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

- ・従業員の仕事と家庭の両立を応援する「イクボス・ファミボス」を増やすとともに、長時間労働の是正など、管理職も含めた従業員の働き方の見直しを働きかけます。
- ・短時間・短日数勤務制度、時差出勤、テレワークなど、働く時間や場所を限定しない、それぞれのライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の普及に努めます。
- ・ニーズに対応した保育サービスの提供や子育て世帯の経済的負担の軽減により、妊娠・出産後も安心して働き続けられる環境を整備するとともに、介護離職防止に向けた支援を充実させます。
- ・男性の家事・育児や介護への参画を促進するため、社会全体の機運醸成を図り、気兼ねなく育児休暇・休業を取得できる職場環境整備を支援します。

(2) 一人一人が能力を発揮できる職場環境づくり

- ・企業における女性の人材育成等の取組や、働きやすい職場づくりへの支援により、一人一人が能力を発揮できる環境づくりを進めます。
- ・県庁において、能力・実績に基づいた女性職員の登用を進めるとともに、市町村における女性活躍の取組が進むよう様々な情報を提供します。
- ・学生を対象としたキャリア教育や、多様な分野で活躍している目標となる女性の紹介、キャリア形成に資する研修などにより、女性のキャリアアップ・キャリア形成を支援します。
- ・性別や雇用形態によらない公正な待遇の確保、様々なハラスメントの防止など、働きやすい職場環境づくりを支援します。

(3) 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進

- ・農林水産業や商工業などで、女性の経営参画に向けた環境づくりを進めるとともに、様々な分野で女性が起業しやすく、事業が続けやすい環境づくりを進めます。

〔重点目標2〕地域・社会活動における女性の活躍推進

身近にある地域社会を、活力があり、暮らしやすい持続可能なものとするため、自治会やPTAをはじめとする地域活動や地域づくりの場における運営・方針決定の場への女性の参画を進め、全ての人々が力を合わせて地域づくりを担っていきます。

(1) 議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進

- ・議会や審議会等における女性の登用情報の「見える化」、主権者教育の充実等により、様々な方針決定過程において、女性の意思が広く公平に反映されるよう取組を進めます。

(2) 地域活動における男女共同参画の推進

- ・地域社会に残る固定的な性別役割分担意識の解消のための普及啓発を図るとともに、防犯、高齢者の見守り、子育て支援などの地域活動に対し、多様な人材の参画を促進します。

(3) 地域おこし、まちづくり、観光、環境、スポーツ等あらゆる分野における男女共同参画の推進

- ・あらゆる分野で男女共同参画の視点に立った取組や多様な人材の参画を促進します。

主な数値目標

項目	現状値		目標値		
男女共同参画推進企業認定数	817社	R1	1,150社	R7	
年次有給休暇取得率(中小企業)	53.0%	H30	70%	R6	
男性の育児休業取得率(民間企業)	5.6%	H29	30%	R7	
管理的職業従事者(係長級以上)に占める女性割合					
	従業員10人以上の事業所	25.4%	R1	30%	R7
	従業員100人以上の事業所	24.9%	R1	30%	R7
県の管理的地位(係長級以上)に占める女性割合	33.3%	R1	37%	R7	
家族経営協定締結農家数	356組	R1	390組	R7	
自治会長に占める女性割合	3.8%	R1	10%	R7	

基本テーマ

B

安全・安心に暮らせる社会づくり

〔重点目標3〕生涯を通じた健康支援

「人生100年時代」の到来を見据え、生涯を通じて誰もが安心して、生き生きと暮らすことができるよう、県民の心身の健康を支援します。

(1) 生涯を通じた健康の保持増進

- ・スポーツに取り組みやすい環境づくり、各種がん検診の受診促進、相談しやすい体制の整備による自死予防、喫煙・飲酒対策など、生涯を通じた健康保持・増進の取組を進めます。
- ・婦人科疾患や更年期障害などの女性の健康をめぐる様々な問題について、ライフステージに応じて支援します。

(2) 妊娠・出産等に関する支援

- ・妊娠・出産に関する正しい知識や、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の意識の普及など、性に関する教育及び啓発を、女性だけでなく男性も対象として行います。
- ・妊娠や出産を希望する人がその希望を実現できるよう、不妊治療に対する経済的支援や周囲の理解促進、誰もが地域において安心・安全に子どもを産み育てることができる支援体制の充実を図ります。

〔重点目標4〕誰もが安心して暮らせる環境整備

防災・災害復興において男女共同参画の視点を取り入れた取組を進めるとともに、様々な困難を抱える人々の主体性を尊重しつつ必要な支援を行うことで、その持てる力を引き出し、誰もが安心して暮らすことのできる環境整備を進めます。

(1) 防災・災害復興における男女共同参画の推進

- ・男女共同参画の視点を取り入れ、性別によるニーズの違いなどに配慮した防災・復興体制の確立及び地域防災力の向上に向けて、防災分野への女性の参画を促進します。
- ・人と人との絆を基調とした災害時の助け合い、支え合いの活動を促進します。

(2) 高齢者が暮らしやすい環境の整備

- ・高齢者の地域活動を支援し、建築物・道路・駅などのバリアフリー化などを進めるとともに、介護従事者などの人材確保や介護サービスの質の向上など、介護基盤を整備します。

(3) 障がい者が暮らしやすい環境の整備

- ・バリアフリーやユニバーサルデザインの促進による生活しやすい環境整備や生活・就業支援を行います。
- ・あいサポート運動の推進など様々な障がいの特性や必要な配慮などについて理解を深めるための啓発及び広報活動を推進します。

(4) 外国人が暮らしやすい環境の整備

- ・多言語での日常生活情報の提供や、相談体制の整備、医療、保健・福祉サービスの充実、就労環境・住みやすい住環境の整備など、安心して暮らせる環境を整備します。

(5) ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援

- ・教育・生活支援、保護者の就労、経済的支援など、ひとり親家庭への支援や子どもの貧困対策を総合的に推進します。
- ・女性であることで複合的に困難な状況におかれている場合などについて、正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めます。

(6) 性の多様性を前提とした社会システムの構築

- ・同意のない性的指向・性自認の暴露（アウトティング）対策を含め、性的マイノリティの方が、周囲の無理解や偏見に苦しむことのないよう、多様な性を互いに認め合い、誰もが自分らしく生きることができる環境づくりを進めます。

〔重点目標5〕 あらゆる暴力の根絶

人権侵害である性暴力をはじめ、あらゆる暴力を許さない社会づくりを進めます。

(1) 暴力を許さない社会づくり

- ・DV、性暴力やストーカー行為、各種ハラスメントなどあらゆる暴力の防止に向けた普及啓発、相談体制の周知や充実、被害者の立場に立った切れ目ない支援に取り組みます。

(2) 安心して相談できる体制づくり

- ・性暴力被害者支援センターや配偶者暴力相談支援センターの機能を強化するとともに、関係機関と連携し、安心して相談できる体制を整えます。

(3) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

- ・インターネットなどのメディアを通じて流れる様々な情報を、子どもたち自身が適切に収集・判断し、活用することができる能力（メディア・リテラシー）の向上を図ります。

主な数値目標

項目	現状値		目標値	
がん検診受診率	胃がん:27.3% 肺がん:29.1% 大腸がん:30.1% 子宮がん:37.5% 乳がん:32.3%	H30	70%	R5
人工妊娠中絶率	8.5%	H30	7.5%	R7
性的マイノリティ支援に係る コミュニティスペース設置数	0か所	R1	3か所	R7
24時間365日開設している性暴力被害者 支援のためのワンストップ支援センター設置数	0か所	R1	1か所	R7

〔重点目標6〕男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

年齢、性別にかかわらず、誰もが、多様な生き方が選択でき、希望に応じて働き、互いに家庭を支え合うことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画の理解定着のための取組を推進します。

(1) 男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発

- ・性別に基づく固定的な役割分担意識や、性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が依然としてあることから、幅広い年齢層に対し、男女共同参画の意義や必要性について共感できるよう、様々なメディアを活用し、機会を捉えた広報・啓発活動を進めます。
- ・「日本女性会議 2022 in 鳥取くらよし」において、男女共同参画への理解を深め、課題の解決策を見出し、次代へつなげる施策を展開します。

(2) 子どもの頃からの男女共同参画の推進

- ・子どもたちの発達段階に応じた人権の尊重及び男女平等観の育成、男女共生に関する教育の充実を図るとともに、教育関係者の男女共同参画への理解を促進します。

(3) 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供

- ・地域・家庭において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人一人が相手の立場を理解し助け合って暮らしていけるよう、生涯を通じた学習機会の提供等に取り組みます。

(4) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進

- ・広報・啓発活動や学習機会の提供、職場環境の整備などを通じて、固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭や地域での男性の参画の必要性や意義について理解を促し、参画を促進します。

(5) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

- ・県内在住の外国人及び世界の人々との交流を通じて、国際的な視野で男女共同参画に関する理解を進めます。

主な数値目標

項目	現状値		目標値	
「社会通念・習慣・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であると考える割合	11.7%	R1	50%	R7
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	76分/日	H28	100分/日	R7

「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」は鳥取県のホームページに掲載しています。



<https://www.pref.tottori.lg.jp/294778.htm>

鳥取県令和新时代創造本部女性活躍推進課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地
 電話 0857-26-7075
 ファクシミリ 0857-26-8196
 E-mail jyosei-katsuyaku@pref.tottori.lg.jp

